

平成26年10月10日
産業競争力会議実行実現点検会合
議員 橋本 和仁

1. 「橋渡し」機能の強化

「日本再興戦略」改訂2014においては、イノベーションを生み出す環境整備を図るため、「橋渡し」機能強化について、独立行政法人産業技術総合研究所及び新エネルギー・産業技術総合開発機構において先行的に取り組み、その進捗状況の把握・評価を行った上で、その結果を踏まえて、他の研究開発法人に対して、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえて展開すると記載している。

イノベーション・ナショナルシステムの構築は、我が国の潜在的な成長力を高める上での喫緊の課題であり、産業技術総合研究所及び新エネルギー・産業技術総合開発機構における先行的な取組の検討内容を参考にしつつ、他の研究開発法人の特徴を踏まえ、各法人の産学官連携機能（「橋渡し」機能）の強化に早くから道筋をつけることが重要である。

既に、独立行政法人物質・材料研究機構や放射線医学総合研究所では、自らが生み出した成果を事業化につなげるため、「橋渡し」機能の強化についての検討を行っているとも仄聞しているが、これらの研究開発法人はもとより、他の研究開発法人についても、2015年4月からの新たな研究開発法人制度の発足をも見据え、対象分野や業務の特性を勘案しながらも、どの法人がいつから取組を開始するか明示すべきである。

2. クロスアポイントメント制度

クロスアポイントメント制度は、産学官の人材・技術の流動性を高める上での鍵となる制度である。制度的な枠組み（医療保険、年金、退職金等の扱い、営業秘密や知的財産の管理等）については、「日本再興戦略」改訂2014に記載された年度内に環境整備するとのスケジュールを前倒しして、年内目途になされる予定である。

年内を目途に制度的な整理がなされる予定になったことを受け、各大学・各法人においても、来年度早々からの導入が期待される。これは、イノベーション・ナショナルシステムが実際に駆動していることを「見える化」する意味で重要であり、その際、以下の2点が重要であると考えられる。

- ① クロスアポイントメント制度が効果的に機能するためには、「人材」が鍵となる。優秀な研究者が人選されることが成果を生み制度の普及を進める上で重要である。
- ② 大学と研究開発法人間のクロスアポイントメントだけでなく、「橋渡し」機能の強化の観点からは、民間企業と研究開発法人間、或いは、民間企業と大学間のクロスアポイントメントも進めるべきである。

3. 研究資金制度

「日本再興戦略」改訂 2014 では、総合科学技術・イノベーション会議が中心となり、研究者が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映させると記載している。

競争的資金の在り方については、現在検討されている運営費交付金や評価の見直しと一体的に検討することが効果的であることから、国立大学法人の第 3 期中期目標期間が始まる平成 28 年度の予算要求のプロセスに間に合わせることを考えれば、今年度末ぐらいまでには大きな方向性を策定することが必要である。

また、基礎から応用・実用段階までのシームレスな競争的資金の在り方については、単なる競争的資金のマップ作成に終わらず、制度間の連携が図られる具体的なメカニズム（例えば、科研費等の制度を活用した研究成果について大学・公的研究機関・民間企業が横断的に検索可能なデータベースを構築し、その研究成果を踏まえた研究開発を別の（場合によっては同一の）競争的資金の採択に当たって優遇する等）を検討すべきである。

4. 大学改革

「日本再興戦略」改訂 2014 では、大学改革に関して、運営費交付金の戦略的・重点的配分（2015 年度末までに各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を 3~4 割に）、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進（2014 年度に 6,000 人、2015 年度に 1 万人規模に拡大）等の KPI が盛り込まれたほか、以下に掲げる広範な施策が盛り込まれた。

- ◇ 平成 28 年度から始まる国立大学法人の第 3 期中期目標期間における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直し（2015 年年央までに一定の結論）
- ◇ 年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革の推進
- ◇ 学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度に

についての検討

- ◇ 卓越大学院の形成促進。そのためのガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成、大学による大胆な発想に基づく取組を後押しする新たな仕組みの検討
- ◇ 大学を地（知）の拠点とし、地域の課題解決への貢献、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元への取組

これらの施策については、国立大学改革プランにも掲げられた強み・特色を生かした国立大学法人の機能強化の議論の中で全体設計が行われるべきである。全体設計を検討する中で、機能強化の加速を図るための仕組みが必要となるのであれば、国立大学法人の第3期中期目標期間が始まる平成28年度の予算要求に間に合うよう、予算に関連する事項については来年夏ぐらいいまでに検討することが必要である。また、機能分化の一類型である地域拠点型の大学については、関係省庁のイノベーションハブ構築の取組や地域クラスター政策等との連携が必要である。

産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWGにおいては、幅広い視点に立って、イノベーションや地域活性化の観点からの大学の機能強化にむけ、11年目となる国立大学法人の法人化第二章の在り方を骨太に議論したいと考えているが、文部科学省においても、これらの議論の方向性や国立大学関係者や卓越した研究者、産業界や地域社会の関係者などの声を聴きつつ、大胆な改革構想をまとめ、来年度の法改正に向け、来年央までに結論を得るべきである。